

千歳市の公共建築物の整備における環境配慮ガイドライン

平成23年7月25日 市長決裁

このガイドラインは、千歳市環境基本条例（平成10年千歳市条例第21号）によって策定された千歳市環境基本計画の理念に沿って、建築物における環境保全対策を推進するため、千歳市の公共建築物の整備（施設の改築及び設備の改修を含む。）において検討する環境配慮事項を定めるものとする。

1 施設の長寿命化

- (1) 階高、床面積、床荷重等の余裕度及び間仕切り等の可変性に配慮し、内部機能の変化に柔軟に対応できること。
- (2) 構造体は、耐久性に配慮すること。
- (3) 建築非構造部材及び建築設備は、合理的な耐久性を確保するとともに、更新、修繕及び補修が容易であること。
- (4) 適切な維持管理が容易に行えるように適切な作業スペース等を確保すること。

2 廃棄物の削減及び適正処理並びに資源の循環的利用

- (1) 工事施工時の廃棄物の適正処理並びに建設副産物の発生抑制、再使用及び再生利用を推進すること。
- (2) 環境負荷の大きい物質を使用した資機材の使用の抑制及び適切な回収に配慮すること。
- (3) 施設運用時の廃棄物の適切な処理に配慮すること。

3 低環境負荷材（エコマテリアル）の使用

- (1) 人体への安全性及び快適性に配慮し、環境負荷の少ない自然材料等を採用すること。
- (2) 熱帯林の減少に配慮し、熱帯材型枠の使用の合理化等を図ること。
- (3) 廃棄物等の再使用又はグリーン購入品等の再生利用した資機材を使用すること。
- (4) 部分的な更新が容易となるように、分解が容易な資機材、モジュール材料（規格化・標準化されていて容易に更新ができる材料）等を使用すること。

4 外壁及び窓を通した熱負荷等の低減

- (1) 建築物の向き、室の配置等について配慮し、外壁を通した熱負荷の低減を図ること。
- (2) 断熱性の高い材料・工法の採用等により、躯体を通した熱負荷の低減を図ること。
- (3) 断熱・日射遮へい性の高い建具、ガラス、ひさしの採用等により、開口部を通した熱負荷の低減を図ること。
- (4) 室内で発生した熱及び汚染物質の拡散を抑制し、空調・換気量の低減を図ること。

(5) エネルギー損失の低減を考慮した建築設備システムにより、機器等からの発熱の低減を図ること。

5 自然エネルギーの有効利用

- (1) 自然光の活用により、照明負荷の低減を図ること。
- (2) 自然通風の活用により、冷房負荷の低減を図ること。
- (3) 太陽光発電、太陽熱給湯、外気冷房等による自然エネルギーの利用を図ること。

6 エネルギー・資源の有効利用

- (1) エネルギーの変換及び利用が、総合的かつ効率的に行われる建築設備システムを採用すること。
- (2) 電力負荷の低減及び平準化を図ること。
- (3) 施設部位に応じた運転制御方式により、搬送エネルギーの最小化を図ること。
- (4) 高効率照明器具の使用、施設部位に応じた点灯方式の採用等により、照明エネルギーの最小化を図ること。
- (5) 雑用水の一部としての雨水又は排水処理水の利用、各種節水システムの採用等により、水資源の有効利用を図ること。
- (6) 信頼性が高く、適正な運転制御が可能な管理システムの構築により、消費されるエネルギーの最小化を図ること。

7 周辺環境保全（地域生態系保全及び周辺環境の影響への配慮）

- (1) 必要最小限の地形の改変、既存樹木の保全等により、既存の周辺環境の保全に配慮すること。
- (2) 緑化率の向上、水循環の構築等により、熱負荷の低減、地域生態系の保護・育成、都市気候の緩和等に配慮すること。
- (3) 有害物質の排出の抑制等により、大気、水質、土壌等の汚染防止に配慮すること。
- (4) 騒音・振動、風害、光害の抑制等により、居住環境の保全等、施設周辺の環境への影響に配慮すること。

8 国が定めるエネルギーの使用の合理化に関する判断基準の順守

1 から 7 までの規定のほか、国が定める建築物及び工場等に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等、特定建築物の所有者及び事業者の判断の基準が掲げる諸基準を順守し、技術的・経済的に可能な範囲内において、当該基準が掲げる諸目標及び措置の実現に努めること。

9 その他

このガイドラインの規定は、国の補助事業により整備する場合等において補助要件等により仕様が定められている場合は、当該仕様が妨げるものではない。